

今治明德短期大学学則

第1章 建学の精神・教育理念、教育目的・目標

(建学の精神・教育理念、教育目的・目標)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に従い、「明德を明らかにする」との建学の精神に基づく人格教育を教育理念とし、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することにより、地域に根ざしつつ人類の文化と福祉の発展に貢献することを本学の目的とする。

2 前項の教育理念に則り、本学の教育目的は次の通りとする。

- 1) 豊かな人間性と優れた専門能力を兼ね備えた人材に育つこと。
- 2) 時代の要請、地域のニーズに応ずる新しい学問・技術を修得すること。
- 3) グローバルな視野を身に付けた教養人としての素地が整うこと。
- 4) 心の美しい礼儀正しい主体的・協働的な社会人となること。

3 前項の教育目的を達成するため、本学の教育目標は次の通りとする。

- 1) 学生一人ひとりに固有な徳性を尊重する多様で柔軟な教育。
- 2) 少人数教育を通じて学生が教師と直接ふれあえる人間教育。
- 3) 基礎から積み上げる学問、行き届いた技能訓練と綿密な実習指導を通して、確かな学識と優れた実践的スキルを修得させるような教育。

4 第2項の本学の教育目的を達成するため、学科の教育目的は次の通りとする。

ライフデザイン学科

- 1) 本学科が培ってきた教育の伝統を継承しつつ、新しい時代にふさわしい人間性豊かな人材として育ち、社会生活の多様化に適応して自己判断・自己選択できる能力を養い、将来の確かなライフデザインを構築すること。
- 2) 将来を見据え、社会に貢献できる専門性の高い知識と実践力を身に付け、必要な免許資格を取得すること。

幼児教育学科

深い知性と高い徳性を具えた人間、また柔軟で創造的な心性に基づく優れた専門能力を持つ保育者となること。

5 前項の教育目的を達成するため、学科の教育目標を次の通りとする。

ライフデザイン学科

- 1) 日本人と留学生が共に学び、実学を修得することで自己の可能性を広げ、自己実現していくこと。
- 2) 地域福祉の担い手となる、人間性豊かで専門性の高い知識と実践能力を兼ね備えた介護福祉士の養成。
- 3) 人間性豊かで、健康や栄養に関する専門知識をもち、食知識の普及と食事の提供をおこなう栄養士の養成。
- 4) 調理の知識や技術を身に付けた、人間性豊かで創造力溢れる調理師の養成。

幼児教育学科

- 1) 自らの個性を生かして、主体的かつ協働的に行動することのできる保育者の養成。
- 2) 地域に立脚しながらも地球的な展望を失わず、子どもの最大限の利益を計ることのできる保育者の養成。
- 3) 系統的な知識と応答的な実践力を修得するとともに、自らの子ども観を確立して、普遍的かつ現代的な社会の要請に応えることのできる保育者の養成。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第 3 条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第 2 章 学科及び学生定員

(学科)

- 第 4 条 本学は、愛媛県今治市矢田甲 688 番地に位置し、次の学科を置く。
- ライフデザイン学科
- 幼児教育学科

(学生定員)

- 第 5 条 前条の学科の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
ライフデザイン学科	100 名	200 名
幼児教育学科	30 名	60 名
計	130 名	260 名

- 第 6 条 削除

第 3 章 附属図書館

(附属図書館)

- 第 7 条 本学に附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に館長を置き、教授をもって充てる。
- 3 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第 4 章 職員組織

(職員組織)

- 第 8 条 本学に次の職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務職員
副手
技術職員

- 2 学長は、校務を掌り所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長の命を受けて校務を司る。
- 4 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事する。
- 5 教授、准教授、講師及び助教は、前項のほか、学生生活及び課外活動等について、指導助言の責任を分担する。
- 6 助手は、教授、准教授、講師及び助教の職務を助ける。
- 7 事務職員、副手及び技術職員は、上司の命をうけてそれぞれの職務に従事する。

(名誉教授)

- 第 9 条 本学に多年勤務し、教育上又は学術上功績のあった者には、名誉教授の称号を授与することができる。
- 2 名誉教授に関する規程は、別に定める。

(客員教授)

第 9 の 2 条 本学の教育研究に特に必要があるときは、客員教授を委嘱することができる。

2 客員教授に関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第 10 条 本学に事務部を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第 5 章 教授会及び委員会等

(教授会)

第 11 条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会等)

第 12 条 本学に委員会その他必要な会議を置く。

2 委員会等に関する規程は、別に定める。

第 6 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第 13 条 修業年限は、2 年とする。在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

(学年及び学期)

第 14 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 16 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前学期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで

後学期 9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 17 条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

学園創立記念日 5 月 1 日

夏期、冬期及び春期休業については、年度当初に明示する。

2 学長が必要と認めるときは臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 7 章 入学、休学、復学、退学、再入学、転入学、転学科、転学、留学及び除籍

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、各学期の初めとする。

(入学の資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う本認定試験合格者で、

満 18 歳に達した者

- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 20 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他必要書類に入学検定料を添えて、所定の期間に学長あてに願出するものとする。

(入学者の選考)

第 21 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第 22 条 前条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに入学納付金を納めなければならない。

(入学許可)

第 23 条 学長は、前条の入学手続を終えた者について、入学を許可する。

(保証人)

第 24 条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

(休 学)

第 25 条 学生が病気その他やむを得ない理由により 2 か月以上修学することができないときは、診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願出で、休学することができる。

(休学の期間)

第 26 条 休学の期間は、学年の終わりまでとし、1 年を超えることはできない。ただし、特別な事由がある場合は、1 年を限り更新することができるが、通算して 2 年を超えることができない。

- 2 休学期間は、第 13 条の在学期間に算入しない。

(復 学)

第 27 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学及び再入学)

第 28 条 学生が退学しようとするときは、理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願出で許可を得なければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 29 条 本学に 1 年以上在学して、退学した者が、退学後 2 年以内に再び入学を願出たときは、教授会の審議を経て学長が相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第 30 条 他の大学及び短期大学等に 1 年以上在学した者が、本学への転入学を願出たときは、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(転学科)

- 2 本学の学生が、転学科を願出たときは、教授会の審議を経て学長が転学科を許可することがある。

(再入学等の手続)

第 31 条 再入学又は、転入学の出願手続、選考及び入学手続等については、第 18 条から第 24 条までの規定を準用するものとする。

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項で定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学・大学等で履修した単位を、教授会の審議を経て、学長が本学の履修単位として認めることができる。

- 3 本学で認めることができる単位数の限度については別に定める。

(既修得単位の認定)

- 4 本学又は他の大学等において既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いについては、教授会の審議を経て学長が決定する。

ただし、保育士養成課程にあっては、入学前又は在学中に他の指定保育士養成施設で修得した単位を本学の相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができるのは、30 単位を超えない範囲とする。同じく指定保育士養成施設以外の学校等で修得した単

位を本学の相当する教養科目の履修により修得したものとみなすことができるのも 30 単位を超えない範囲とする。

(転 学)

第 33 条 他の短期大学への転学は、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、学長がこれを許可する。

(留 学)

第 34 条 学生が外国の大学・短期大学に留学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第 13 条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。

3 留学中に修得した単位は、30 単位以内を本学で履修したものとして、教授会の審議を経て学長が単位を認定することができる。

(除 籍)

第 35 条 次の各号の一に当該する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 13 条に規定する在学期間を超えた者

(2) 休学期間 2 か年を経て、なお復学の見込みのない者

(3) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促しても納付しない者

(4) 病気、その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

第 8 章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分)

第 36 条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目とする。

2 本学における授業科目の名称及び単位数は、別表 1 から別表 3 の通りとする。

3 前項で定めるもののほか、教授会の審議を経て、学長が授業科目を開設することがある。

(教育課程)

第 37 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(単位の授与)

第 38 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、担当教員の認定により当該授業科目所定の単位を与える。

2 各授業科目について、欠席時間が 3 分の 1 を超える場合は、当該科目の学業成績は判定しない。

(単位計算の方法)

第 39 条 授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を、教室外を合わせて 45 時間を要するものとし、次の基準によって計算する。

(1) 講義については、教室内における 1 時間の講義に対して、教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の講義をもって 1 単位とする。ただし、教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1 時間半又は 2 時間の講義に対し、それぞれの教室外における 1 時間半又は 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、22 時間半又は 30 時間の講義をもって 1 単位とすることができる。

(2) 演習については、教室内における 2 時間の演習に対して、教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、30 時間の演習をもって 1 単位とする。ただし、授業科目の種類によっては教室外の準備のための学修が基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、1 時間の演習に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、15 時間の演習をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験、実習又は実技等の授業は、学修がすべて実験室、実習室等で行われるものとし、45 時間の実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。ただし、教育効果を考慮して必要があるときは、2 時間の実験、実習又は実技に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、30 時間の実験、実習又は実技をもって 1 単位とすることができる。

- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号に規定する基準を考慮して本学が定める授業時間をもって1単位とする。

第9章 履修方法

(履修単位)

第40条 学生は、ライフデザイン学科及び幼児教育学科において、全ての必修科目、及び選択必修科目の中から合計62単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第41条 学生は、毎学期始めに、当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

2 長期履修を希望する者は、入学後または学年開始の履修科目登録期間の終了までに長期履修願書を提出し、学長の許可を得なければならない。長期履修に関する規程は、別に定める。

3 履修登録科目の上限単位数及び授業科目の履修方法など履修に関する事項は、別に定める。

(免許及び資格)

第42条 本学において取得することができる免許及び資格は次の通りとする。

ライフデザイン学科

介護福祉士受験資格、栄養士、調理師

幼児教育学科

幼稚園教諭二種免許状、保育士

(幼稚園教諭二種免許状)

第43条 本学に教職課程を置く。幼稚園教諭二種免許状を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。本学幼児教育学科における幼稚園教諭二種免許状の養成定員は1学年30名とし、免許状取得のための授業科目及び単位数は、別表4の通りとする。

(栄養士)

第44条 栄養士免許を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科食物栄養コースにおける栄養士養成の定員は1学年30名とし、免許取得のための授業科目及び単位数は、別表5の通りとする。

(保育士)

第45条 保育士資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。本学幼児教育学科における保育士養成の定員は1学年30名とし、資格取得のための授業科目及び単位数は、別表6の通りとする。

(介護福祉士受験資格)

第46条 介護福祉士受験資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科介護福祉コースにおける介護福祉士養成の定員は1学年40名とし、受験資格取得のための授業科目及び単位数は、別表7の通りとする。

2 介護実習(A・B・C・D・E)の実習時間数が、5分の4に満たないときは、単位を認定しない。

(調理師)

第47条 調理師免許を受ける資格を得ようとする者は、第40条の規定によるほか、調理師法及び同法施行規則に定められた科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。本学ライフデザイン学科調理ビジネスコースにおける調理師養成の定員は1学年20名とし、免許取得のための授業科目及び単位数は、別表8の通りとする。

第10章 試験及び卒業

(試験)

第48条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は、学期末又は学年末に行う。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(成績判定)

第 49 条 試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。

(卒業・延期・学位)

第 50 条 本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修して単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業延期については、別に定める。

3 学長は、卒業を認定した者に、本学学位規定の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(卒業の時期)

第 51 条 卒業の時期は、各学期の終わりとする。

第 11 章 科目等履修生・短期留学生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生・短期留学生)

第 52 条 本学において開講する授業科目のうち、科目を選んで履修を希望する者があるときは、授業又は研究に妨げのない場合に限り、教授会の審議を経て、科目等履修生として学長が履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 38 条の規定を準用して、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

4 短期留学生は、特別科目等履修生とし、同条 1、2 項の規程を準用するものとする。

5 特別科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第 53 条 本学教員の指導を受け、特定の事項について本学において研究することを志願する者があるときは、授業又は研究に妨げのない場合に限り、教授会の審議を経て、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認められる場合には、在学期間を更新することができる。

3 研究生に関する規定は、別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で、大学教育を受ける目的をもって入国し、本学の学生として入学を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者（以下「外国人留学生」という。）は、第 5 条に規定する学生定員の定員外とすることができる。

3 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第 12 章 学費

第 55 条 学生は、修学に要する学費を、所定の要領で納入しなければならない。

納入した学費は、理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

2 休学を許可された者は、学期を単位に授業料等の納入が免除される。ただし所定の在籍料を納入しなければならない。在籍料の額は別表 10 の通りとする。

(授業料等の納入期限)

第 56 条 授業料等は 2 期に分けて、次の期日内に納入しなければならない。

前学期分 4 月 1 日から 4 月 20 日まで

後学期分 10 月 1 日から 10 月 20 日まで

(学費等の額)

第 57 条 入学検定料、入学金、授業料、施設費及び教育充実費等の額は別表 9 の通りとする。

2 前 2 条及び前項に定めるもののほか、学費等の納入方法その他必要な事項は、別に定め

る。

第 13 章 賞罰

(表 彰)

第 58 条 本学の目的及び使命に則り他の模範となる学生に対しては、学長は教授会の審議を経て表彰することがある。

(懲 戒)

第 59 条 学生がその本分を守らないときは、学長は教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してこれを行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章 奨学制度

(奨学制度)

第 60 条 学業成績が優秀であり、他の模範となる者に対しては、奨学金を給与する。

2 奨学金給付等に関する規定は、別に定める。

第 61 条 学生は、本学の推薦により、日本学生支援機構、地方公共団体及びその他育英団体の奨学金の給与又は貸与を受けることができる。

第 15 章 公開講座

(公開講座)

第 62 条 本学は、学生及び地域住民のための公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する規定は、別に定める。

第 16 章 地域連携センター

(地域連携センター)

第 63 条 本学と地域、企業、自治体などとの連携協力を維持・発展させ、地域の高等教育機関として、本学の特性を活かした教育・研究、生涯学習などの社会貢献を円滑に推進することを目的として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規定は、別に定める。

第 17 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 64 条 本学に、寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

附 則

1. この学則の細則は別に定める。
2. 本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。
3. 本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
4. 本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
5. 本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から改正即日実施する。

6. 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
7. 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
8. 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
9. 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
10. 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
11. 本学則は、平成元年 4 月 1 日から改正即日実施する。
12. 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
13. 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
14. 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
15. 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
16. 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
17. 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
18. 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
19. 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
20. 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
21. 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
22. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
23. 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
24. 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
25. 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
26. 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
27. 本学則は、平成 17 年 12 月 1 日から改正即日実施する。
28. 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
29. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
30. 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
31. 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
32. 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
33. 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
34. 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
35. 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
36. 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
37. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
38. 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
39. 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
40. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
41. 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
42. 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
43. 本学則は、令和 2 年 9 月 16 日から改正即日実施する。
44. 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
45. 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
46. 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から改正即日実施する。
47. 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正即日実施する。

附 則

この学則施行の際、現に在学する令和 5 年度以前の入学者に係る授業科目、
単位数及び履修方法については、なお従前の例による。

授業科目の名称・単位数

別表 1. 共通教育科目（ライフデザイン学科・幼児教育学科共通）

授業科目の名称	必修単位数	選択必修単位数	備 考
地域活性化論		2	保育士単位には認定されない
地域交流演習		2(演)	
地域社会論		2	
生涯スポーツ		1(実)	教職・保育士必修
スポーツの科学		1	
心理学		2	
法学（日本国憲法）		2	教職必修
経済学		2	
日本を学ぶⅠ・Ⅱ		各 2	
自然科学論		2	
情報処理	2		卒業必修 教職・保育士必修
情報リテラシー	1		卒業必修 保育士必修
データサイエンス・AI の基礎	1		
ドローン入門		1	保育士単位には認定されない
キャリアデザイン		2	
ビジネス文書演習		1(演)	
英会話Ⅰ・Ⅱ		各 1(演)	教職履修者は「英会話Ⅰ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」「韓国語Ⅰ・Ⅱ」から 2 単位必修
中国語Ⅰ・Ⅱ		各 1(演)	
韓国語Ⅰ・Ⅱ		各 1(演)	
大学共同授業Ⅰ・Ⅱ		各 2	集中講義、保育士単位には認定されない
実用日本語		2	保育士単位には認定されない
エンジョイ・スポーツ		2(演)	
エンジョイ・スイーツⅠ・Ⅱ		各 1(実)	
合 計	4	40	保育士は 8 単位以上必修

別表 2. ライフデザイン学科 専門教育科目

授業科目の区分	授業科目の名称	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
学科共通科目	コースセミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	各 1(演)		
	小 計	4		
介護福祉	人間の理解		2	
	人間関係Ⅰ・Ⅱ		各 1(演)	
	社会保障論		2	
	生活福祉論		2	
	地域活動法		1(演)	
	地域福祉論		2	
	人体の構造と機能		2	
	救急処置法		1(演)	
	リハビリテーション論		2	
	介護福祉の基本Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 2	
	コミュニケーション技術Ⅰ		2	
	コミュニケーション技術Ⅱ		1(演)	
	生活支援技術Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	生活支援技術Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ		各 1(演)	
	生活支援技術Ⅸ		2	
	レクリエーション活動法		2	
	介護過程Ⅰ		2	
	介護過程Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		各 1(演)	
	介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ			各 1(演)
	介護研究			1(演)
	介護実習 A			2(実)
	介護実習 B			1(実)
	介護実習 C			2(実)
	介護実習 D			4(実)
	介護実習 E			1(実)
	発達心理学		2	
	発達と老化		2	
	認知症の理解Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	障害の理解Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 2	
	医療的ケアⅠ・Ⅱ		各 2	
	医療的ケアⅢ		1(演)	
	小 計		72	15
食物栄養	公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	解剖生理学		2	
	解剖生理学実験		1(実)	
	生化学		2	
	生化学実験		1(実)	
	病態生理学Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	食品学総論		2	
	食品学各論		2	
	食品学実験		1(実)	
	食品衛生学		2	
	食品衛生学実験		1(実)	
	基礎栄養学		2	
	応用栄養学		2	

	応用栄養学実習		1(実)	
	臨床栄養学		2	
	臨床栄養学実習		1(実)	
	食事と健康		2	
	栄養指導論Ⅰ・Ⅱ		各2	
	栄養指導論実習Ⅰ・Ⅱ		各1(実)	
	公衆栄養学		2	
	給食実務Ⅰ・Ⅱ		各1(演)	
	給食実務学内実習		2(実)	
	給食実務学外実習		2(実)	
	調理学		2	
	調理学実習Ⅰ・Ⅱ		各1(実)	
	栄養総合演習		2(演)	
	健康共育実践演習Ⅰ・Ⅱ		各1(演)	
	食生活論		2	
	フードビジネス論		2	
	フードコーディネータ論		2	
	フードコーディネータ実習		1(実)	
	小計		61	
調理ビジネス	衛生法規		2	
	公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		各2	
	栄養学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		各2	
	食品学Ⅰ・Ⅱ		各2	
	食品衛生学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		各2	
	食品衛生学実習		2(実)	
	食文化概論		2	
	調理基礎理論Ⅰ・Ⅱ		各2	
	調理応用理論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		各2	
	基礎調理技術Ⅰ		2(実)	
	基礎調理技術Ⅱ・Ⅲ		各1(実)	
	専門別調理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		各2(実)	
	集団調理実習		2(実)	
	校外調理実習Ⅰ・Ⅱ		各1(実)	
	カフェクリエーター演習		1(演)	
	サイエンススイーツ		2(実)	
	バリエーションクッキング		2(実)	
	医学一般		2	
	医療制度		2	
	病院管理学		2	
	診療報酬請求事務Ⅰ・Ⅱ		各2	
	小計		67	
国際観光ビジネス	ビジネス英会話		2	
	観光英語Ⅰ・Ⅱ		各2	
	中国語会話Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2	
	日本事情Ⅰ・Ⅱ		各2	
	日本語表現法Ⅰ・Ⅱ		各1(演)	
	時事日本語Ⅰ・Ⅱ		各1(演)	
	応用日本語Ⅰ・Ⅱ		各1(演)	
	日本語総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ		各2	

	日本語学入門		2	
	ホスピタリティー論		2	
	コミュニケーション学		2	
	ホスピタリティー演習		1(演)	
	観光資源論Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	観光と地域経済		2	
	国際観光論		2	
	旅行業務Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 2	
	旅行業務演習Ⅰ・Ⅱ		各 2	
	メディアビジネス論		2	
	ビジネス実務		2	
	簿記		2	
	パソコンスキルⅠ・Ⅱ		各 2	
	MOS対策Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 2	
	経営学入門		2	
	簿記基礎		2	
	ビジネス日本語		2	
	アカデミックライティング		2	
	秘書業務		2	
	商業論		2	
	貿易論		2	
	マーケティング論		2	
	企業論		2	
	小 計		107	
	合 計	4	307	15

別表 3. 幼児教育学科 専門教育科目

授業科目の名称	必修 単位数	選択必修 単位数	選択 単位数	備 考
保育者入門セミナー	1(演)			
地域と子育て支援Ⅰ・Ⅱ	各 1(演)			
地域と子育て支援Ⅲ・Ⅳ	各 2(演)			
教育原理	2			
保育者論	2			
特別支援教育		1		
教育方法論		2		
保育原理	2			
子ども家庭福祉	2			
社会福祉	2			
社会的養護Ⅰ		2		
子ども家庭支援論		2		
保育の心理学	2			
子どもの理解と援助		1(演)		
子ども家庭支援の心理学	2			
保育臨床相談		2		
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養		2(演)		
保育カリキュラム論	2			
保育内容総論	1(演)			
幼児と健康	1(演)			
幼児と人間関係	1(演)			
幼児と環境	1(演)			
幼児と言葉	1(演)			
幼児と表現	2(演)			
保育内容「健康」の指導法		2(演)		
保育内容「人間関係」の指導法		2(演)		
保育内容「環境」の指導法		2(演)		
保育内容「言葉」の指導法		2(演)		
保育内容「音楽表現」の指導法		1(演)		
保育内容「身体表現」の指導法		1(演)		
保育内容「造形表現」の指導法		1(演)		
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ		2(演)		
障害児保育		2(演)		
社会的養護Ⅱ		1(演)		
子育て支援		1(演)		
子どもの健康と安全		1(演)		
音楽表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 1(演)		
造形表現		1(演)		
身体表現		1(演)		
保育実習Ⅰ（保育所）		2(実)		
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1(演)		
保育実習Ⅰ（施設）		2(実)		
保育実習指導Ⅰ（施設）		1(演)		
保育実習Ⅱ		2(実)		
保育実習指導Ⅱ		1(演)		

保育実習Ⅲ		2(実)		
保育実習指導Ⅲ		1(演)		
教育実習		5(実)		実習指導を含む
教職実践演習（幼稚園）		2(演)		
保育実践演習		2(演)		
児童館・放課後児童クラブの機能と運営			2	
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ			2	
合 計	34	57	4	

別表 4 教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数（幼稚園教諭二種免許状）

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目						
免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目				
授業科目	単位数	授業科目	授業形態	単位数		
				免許必修	免許選択	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	講義	2		
体育	2	生涯スポーツ スポーツの科学	実技 講義	1 1		
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ 英会話Ⅱ 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ	演習 演習 演習 演習 演習 演習		1 1 1 1 1 1	2 単位以上選択
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2					
		情報処理	講義	2		
合 計	8	合 計		6	2	

領域および保育内容の指導法に関する科目						
免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	授業形態	単位数	
					免許必修	免許選択
領域に関する専門的事項	健康	4	幼児と健康	演習	1	
	人間関係		幼児と人間関係	演習	1	
	環境		幼児と環境	演習	1	
	言葉		幼児と言葉	演習	1	
	表現		幼児と表現	演習	2	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	演習	1	
			保育内容「健康」の指導法	演習	2	
			保育内容「人間関係」の指導法	演習	2	
			保育内容「環境」の指導法	演習	2	
			保育内容「言葉」の指導法	演習	2	
			保育内容「音楽表現」の指導法	演習	1	
			保育内容「身体表現」の指導法	演習	1	
			保育内容「造形表現」の指導法	演習	1	
領域および保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
合 計		12	合 計		18	0

教育の基礎的理解に関する科目等						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	授業形態	免許必修	免許選択
教育の基礎的理解に関	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	講義	2	

する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	講義	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		(教育原理)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学 子ども家庭支援の心理学	講義 講義	2 2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	講義	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		保育カリキュラム論	講義	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論	講義	2	
	幼児理解の理論及び方法		保育臨床相談 子どもの理解と援助	講義 演習	2	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習※(事前事後指導含む)	実習	5	
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼稚園)	演習	2	
合 計		17	合 計		22	1

大学が独自に設定する科目					
科目区分	単位数	授業科目	授業形態	免許必修	免許選択
大学が独自に設定する科目		音楽表現Ⅰ	演習	1	1 1 1
		音楽表現Ⅱ	演習	1	
		音楽表現Ⅲ	演習	1	
		音楽表現Ⅳ	演習		
		造形表現	演習		
		身体表現	演習		
		保育者入門セミナー	演習	1	
		地域と子育て支援Ⅰ	演習	1	
		地域と子育て支援Ⅱ	演習	1	
		地域と子育て支援Ⅲ	演習	2	
		地域と子育て支援Ⅳ	演習	2	
合 計	2	合 計		10	3

別表 5 栄養士免許取得のための授業科目及び単位数

教育内容	法定単位数		科目名	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	>4	公衆衛生学Ⅰ	2	
			公衆衛生学Ⅱ	2	
			合計単位数	4	
人体の構造と機能	8		解剖生理学	2	
			病態生理学Ⅰ	2	
			病態生理学Ⅱ	2	
			解剖生理学実験		1
			生化学	2	
			生化学実験		1
			合計単位数	8	2
食品と衛生	6	>4	食品学総論	2	
			食品学各論	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			合計単位数	6	2
栄養と健康	8	>10	基礎栄養学	2	
			応用栄養学	2	
			応用栄養学実習		1
			臨床栄養学	2	
			臨床栄養学実習		1
			食事と健康	2	
			合計単位数	8	2
栄養の指導	6	>10	栄養指導論Ⅰ	2	
			栄養指導論Ⅱ	2	
			栄養指導論実習Ⅰ		1
			栄養指導論実習Ⅱ		1
			公衆栄養学	2	
			合計単位数	6	2
給食の運営	4	>10	給食実務Ⅰ	1	
			給食実務Ⅱ	1	
			給食実務学内実習		2
			給食実務学外実習		2 (含実習指導)
			調理学	2	
			調理学実習Ⅰ		1
			調理学実習Ⅱ		1
			合計単位数	4	6
			栄養総合演習	2	
小 計	36	14	小 計	38	14
合 計	50		合 計	52	

別表 6 保育士資格取得のための授業科目及び単位数

教養科目							
告示に定める教科目及び単位数				左記に対応する開設授業科目			
教科目	授業形態	単位数		授業科目	講義形態	単位数	
		必修	選択			資格必修	資格選択
外国語・体育以外の教科目	不問		6以上	心理学	講義		2
				法学（日本国憲法）	講義		2
				経済学	講義		2
				日本を学ぶⅠ	講義		2
				日本を学ぶⅡ	講義		2
				自然科学論	講義		2
				情報処理	講義	2	
				情報リテラシー	講義	1	
				データサイエンス・AIの基礎	講義	1	
外国語	演習		2以上	英会話Ⅰ	演習		1
				英会話Ⅱ	演習		1
				中国語Ⅰ	演習		1
				中国語Ⅱ	演習		1
				韓国語Ⅰ	演習		1
				韓国語Ⅱ	演習		1
体 育	実技 講義	1		生涯スポーツ	実技	1	
		1		スポーツの科学	講義	1	
合 計		2	8	合 計		6	18

専門科目								
告示に定める教科目区分等					左記に対応する開設授業科目			
系列	教科目	講義 形態	単位数		授業科目	講義 形態	単位数	
			必修	選択			資格 必修	資格 選択
保 育 の 本 質 ・ 目 的 に 関 する 科 目	保育原理	講義	2	15 以 上	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2		教育原理	講義	2	
	子ども家庭福祉	講義	2		子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2		社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2		子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2		社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2		保育者論	講義	2	
					教育方法論	講義		2
保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 する 科 目	保育の心理学	講義	2		保育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2		子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1		子どもの理解と援助	演習	1	
					保育臨床相談	講義		2
	子どもの保健	講義	2		子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2		子どもの食と栄養	演習	2	
保 育 の 内	保育の計画と評価	講義	2		保育カリキュラム論	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		

容・方法に関する科目	保育内容演習	演習	5		保育内容「健康」の指導法 保育内容「人間関係」の指導法 保育内容「環境」の指導法 保育内容「言葉」の指導法 保育内容「音楽表現」の指導法 保育内容「造形表現」の指導法 保育内容「身体表現」の指導法 地域と子育て支援Ⅰ 地域と子育て支援Ⅱ 地域と子育て支援Ⅲ 地域と子育て支援Ⅳ	演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2	 1 1 1
	保育内容の理解と方法	演習	4		幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境 幼児と言葉 幼児と表現 音楽表現Ⅰ 音楽表現Ⅱ 音楽表現Ⅲ 音楽表現Ⅳ 造形表現 身体表現 保育者入門セミナー	演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習 演習	1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2		乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1		乳児保育Ⅱ	演習	2	
	子どもの健康と安全	演習	1		子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	演習	2		障害児保育 特別支援教育	演習 講義	2	1
	社会的養護Ⅱ	演習	1		社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	演習	1		子育て支援	演習	1	
	小 計		43	15	小 計		55	15
	保育実習Ⅰ	実習	4		保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（施設）	実習 実習	2 2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2		保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設）	演習 演習	1 1	
	保育実習Ⅱ又はⅢ	実習		2	保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ	実習 実習		2 2
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	演習		1	保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ	演習 演習		1 1
	小 計		6	3	小 計		6	6
	総合演習	演習	2		保育実践演習	演習	2	
	小 計		2		小 計		2	
	合 計		51	18	合 計		63	21

別表 7 介護福祉士受験資格取得のための授業科目及び単位数

教育内容		時間数	本学開講科目	授業形式	時間数	単位数
人間と社会						
	人間の尊厳と自立	30	人間の理解	講義	30	2
	人間関係とコミュニケーション	60	人間関係Ⅰ	演習	30	1
			人間関係Ⅱ	演習	30	1
	社会の理解	60	社会保障論	講義	30	2
			生活福祉論	講義	30	2
	選択	90	地域活動法	演習	30	1
			地域福祉論	講義	30	2
			人体の構造と機能	講義	30	2
小 計	240	小 計		240	13	
介護						
	介護の基本	180	救急処置法	演習	30	1
			リハビリテーション論	講義	30	2
			介護福祉の基本Ⅰ	講義	30	2
			介護福祉の基本Ⅱ	講義	30	2
			介護福祉の基本Ⅲ	講義	30	2
			介護福祉の基本Ⅳ	講義	30	2
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	30	2
			コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	1
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	講義	30	2
			生活支援技術Ⅱ	講義	30	2
			生活支援技術Ⅲ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅳ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅴ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅵ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅶ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅷ	演習	30	1
			生活支援技術Ⅸ	講義	30	2
			レクリエーション活動法	講義	30	2
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	講義	30	2
			介護過程Ⅱ	演習	30	1
			介護過程Ⅲ	演習	30	1
			介護過程Ⅳ	演習	30	1
			介護過程Ⅴ	演習	30	1
	介護総合演習	150	介護総合演習Ⅰ	演習	30	1
			介護総合演習Ⅱ	演習	30	1
			介護総合演習Ⅲ	演習	30	1
			介護総合演習Ⅳ	演習	30	1
			介護研究	演習	30	1
	介護実習	450	介護実習 A	実習	90	2
			介護実習 B	実習	45	1
			介護実習 C	実習	90	2
			介護実習 D	実習	180	4
			介護実習 E	実習	45	1
小 計	1290	小 計		1290	49	
こころとからだのしくみ						
	発達と老化の理解	60	発達心理学	講義	30	2

			発達と老化	講義	30	2
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	講義	30	2
			認知症の理解Ⅱ	講義	30	2
	障害の理解	60	障害の理解Ⅰ	講義	30	2
			障害の理解Ⅱ	講義	30	2
	こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみⅠ	講義	30	2
			こころとからだのしくみⅡ	講義	30	2
			こころとからだのしくみⅢ	講義	30	2
			こころとからだのしくみⅣ	講義	30	2
	小 計	300	小 計		300	20
医療的ケア						
	医療的ケア	90	医療的ケアⅠ	講義	30	2
			医療的ケアⅡ	講義	30	2
			医療的ケアⅢ	演習	30	1
	小 計	90	小 計		90	5
	合 計	1920	合 計		1920	87

別表 8 調理師免許取得のための授業科目及び単位数

法定科目	時間数	単位数	学内科目	時間数	学則単位数
食生活と健康	90	3	公衆衛生学Ⅰ	30	2
			公衆衛生学Ⅱ	30	2
			公衆衛生学Ⅲ	30	2
食品の安全と衛生	150	5 実習 1 単位 以上含む	衛生法規	30	2
			食品衛生学Ⅰ	30	2
			食品衛生学Ⅱ	30	2
			食品衛生学Ⅲ	30	2
			食品衛生学実習	60	2
食品と栄養の特性	150	5	栄養学Ⅰ	30	2
			栄養学Ⅱ	30	2
			栄養学Ⅲ	30	2
			食品学Ⅰ	30	2
			食品学Ⅱ	30	2
調理理論と 食文化概論	180	6	食文化概論	30	2
			調理基礎理論Ⅰ	30	2
			調理基礎理論Ⅱ	30	2
			調理応用理論Ⅰ	30	2
			調理応用理論Ⅱ	30	2
			調理応用理論Ⅲ	30	2
調理実習	300	9	基礎調理技術Ⅰ	60	2
			基礎調理技術Ⅱ	30	1
			基礎調理技術Ⅲ	30	1
			専門別調理Ⅰ	60	2
			専門別調理Ⅱ	60	2
			専門別調理Ⅲ	60	2
総合調理実習	90	3	集団調理実習	60	2
			校外調理実習Ⅰ	30	1
合 計	960	31	合 計	990	51

別表 9 学費の額

入学検定料	30,000 円
入学金	240,000 円
授業料	年額 550,000 円
施設費	年額 150,000 円
教育充実費	年額 150,000 円
実習費等	免許・資格毎に別に定める

別表 10 在籍料の額

在籍料	一年間 30,000 円
	半年間 15,000 円